

## 7

## 雇用均等・児童福祉

## 7

## 雇用均等・児童福祉

## 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策

## 概要

## 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策の概要

男女雇用機会均等法では、募集・採用、配置・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種の変更・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について労働者に対する性別を理由とした差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止等が定められている。

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）では、男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、企業に対する指導を実施するとともに、労働者等からの相談に対応し、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び、機会均等調停会議の調停によって紛争解決の援助を実施している。

## 男女雇用機会均等法のポイント

<p>性別による差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止（第5条・第6条）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別を禁止</li> </ul> </li> <li>○ 間接差別の禁止（第7条）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれがあるものとして、厚生労働省令で定める措置について、合理的な理由がない場合、これを講ずることを禁止</li> <li>【厚生労働省令で定める措置】               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること</li> <li>○ 労働者の募集・採用、昇進又は職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること</li> <li>○ 労働者の昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること</li> </ul> </li> <li>※ なお、省令で定めるもの以外については、均等法違反ではないが、裁判において、間接差別として違法と判断される可能性あり</li> </ul> </li> <li>○ 女性労働者に係る措置に関する特例（第8条）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別による差別的取扱いを原則として禁止する一方、雇用の場で男女労働者間に事実上生じている格差を解消することを目的として行う女性のみを対象とした措置や取扱いは違法でない旨を規定</li> </ul> </li> </ul>
<p>妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止（第9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婚姻、妊娠、出産を退職理由とする定めを禁止</li> <li>・ 婚姻を理由とする解雇を禁止</li> <li>・ 妊娠、出産、産休取得、その他厚生労働省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いの禁止</li> <li>・ 妊娠中・産後1年以内の解雇は、事業主が妊娠等による解雇でないことを証明しない限り無効</li> </ul>
<p>セクシュアルハラスメント対策（第11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場におけるセクシュアルハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け</li> </ul>
<p>妊娠・出産等に関するハラスメント対策（第11条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を事業主に義務付け</li> </ul>
<p>母性健康管理措置（第12条・第13条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠中・出産後の女性労働者が保健指導・健康診査を受けるための時間の確保、当該指導又は診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため必要な措置の実施を事業主に義務付け</li> </ul>

#### ポジティブ・アクションに対する国の援助（第14条）

- ・ 男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組（ポジティブ・アクション）を講ずる事業主に  
対し、国は相談その他の援助を実施

#### 労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置

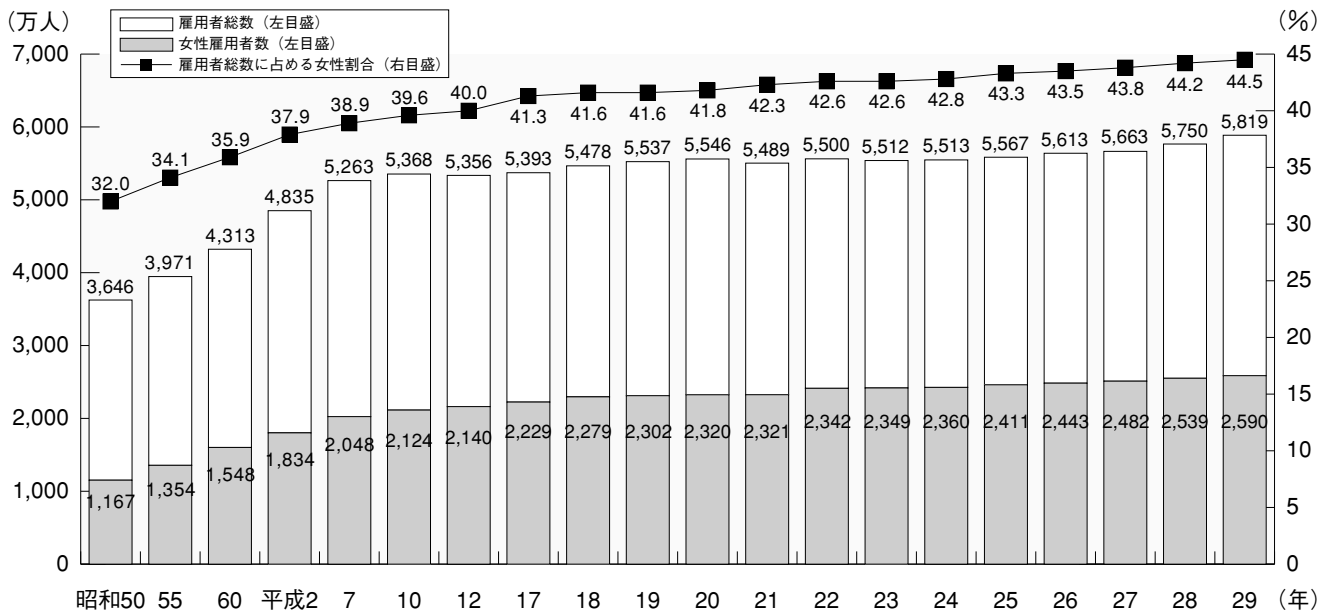
- 企業内における苦情の自主的解決（第15条）
- 労働局長による紛争解決の援助（第17条）
- 機会均等調停会議による調停（第19条～第27条）
  - ・ 調停は、紛争の当事者の一方又は双方からの申請により開始
  - ・ 労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益な取扱いの禁止

#### 法施行のために必要がある場合の指導

- 厚生労働大臣又は労働局長による報告徴収、助言・指導・勧告（第29条）
- 厚生労働大臣の勧告に従わない場合の企業名公表（第30条）
- 報告徴収に応じない又は虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料（第33条）

※ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントの防止及び母性健康管理に関する義務は派遣先にも適用（労働者派遣法第47条の2）

## 詳細データ① 雇用者数の推移（全産業）



資料：総務省統計局「労働力調査」

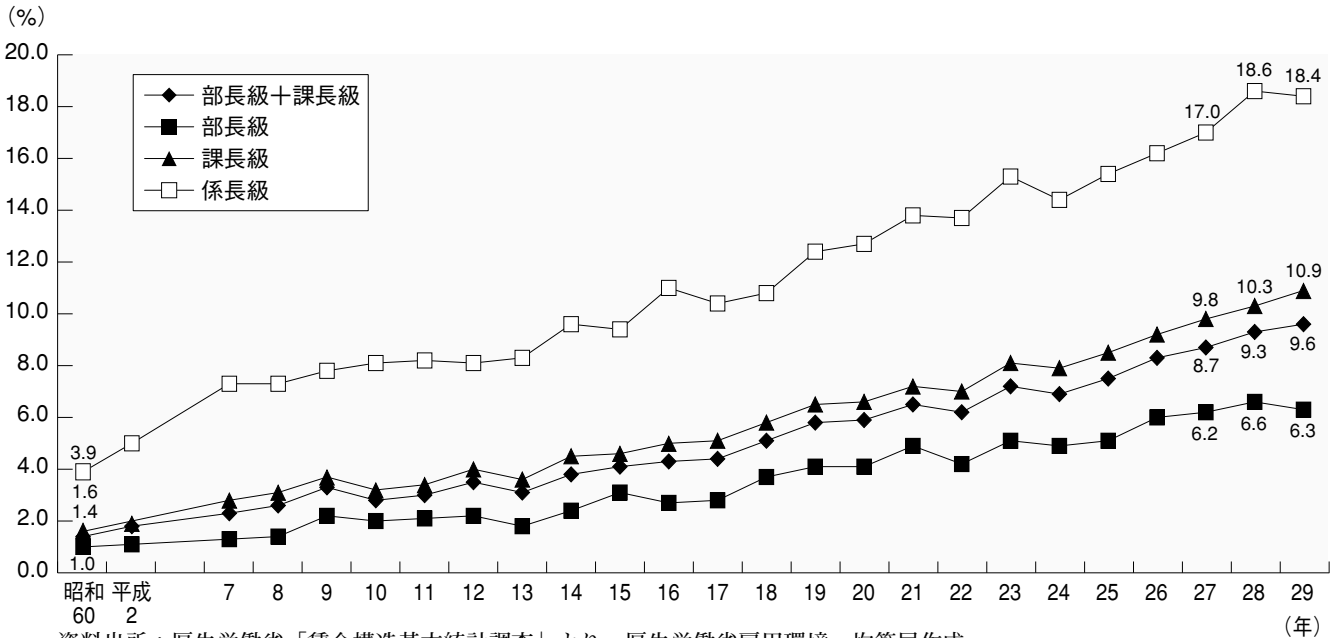
注1) 平成22年から28年までの数値は、平成27年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値に置き換えて掲載した。また、平成17年から21年までの数値は、平成22年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列接続用数値を掲載している。

注2) 平成23年の数値は、東日本大震災の影響により、関連統計等を用いて補完的に推計した値である。

⑦

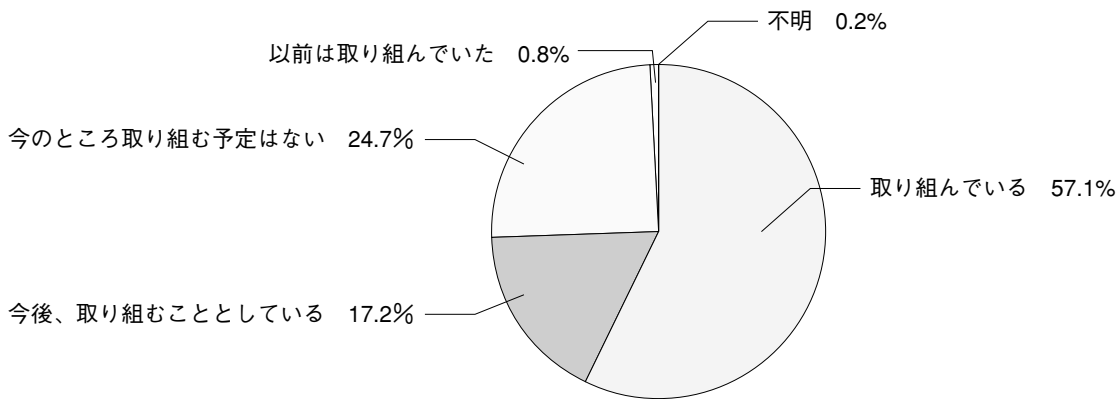
雇用均等・児童福祉

## 詳細データ② 役職別管理職に占める女性割合の推移（企業規模100人以上）



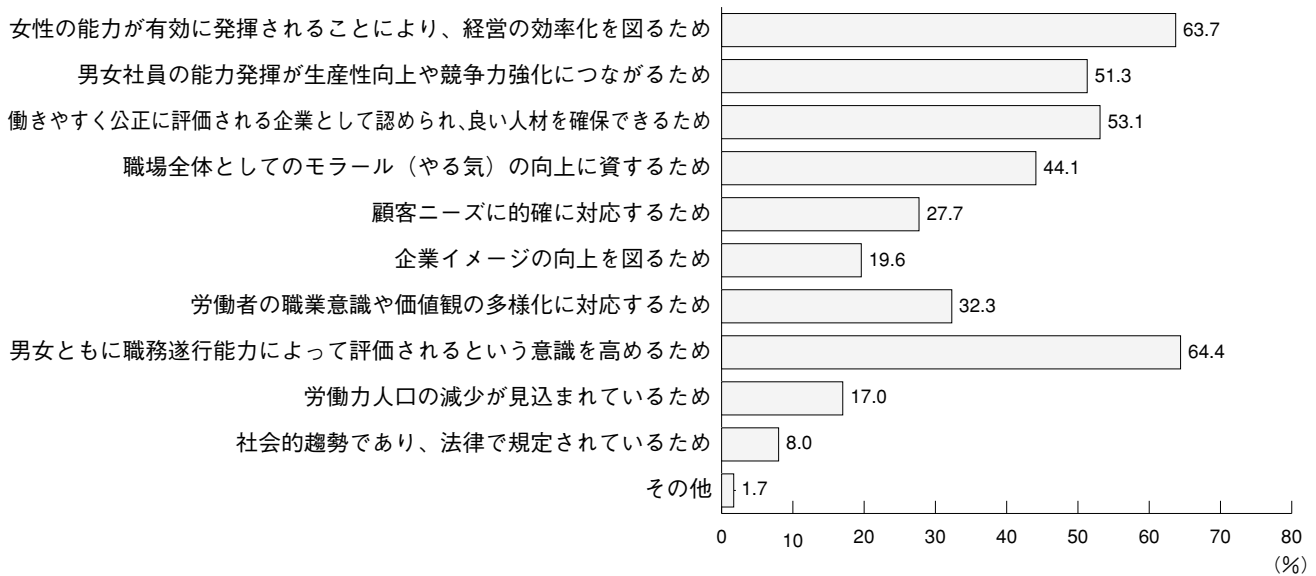
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より、厚生労働省雇用環境・均等局作成

### 詳細データ③ ポジティブ・アクションに取り組む企業



資料：厚生労働省雇用環境・均等局「平成26年度雇用均等基本調査」

### 詳細データ④ ポジティブ・アクションを推進することが必要と考える理由別企業割合



資料：厚生労働省雇用環境・均等局「平成25年度雇用均等基本調査」  
 (ポジティブ・アクションに「取り組んでいる」又は「今後、取り組むこととしている」企業=100.0%)

## 仕事と育児・介護の両立支援対策の推進

## 概要

希望するすべての労働者が育児や介護を行いながら安心して働くことができる社会の実現のため、出産後の継続就業率や男性の育児休業取得率の向上等を目指し、育児・介護休業法に基づく両立支援制度の整備、両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり等を行っている。

## 育児・介護休業法の概要

## 育児休業

- 子が1歳（保育所に入所できないなど、一定の場合は、最長2歳）に達するまでの育児休業の権利を保障
- 父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業の取得が可能

## 介護休業

- 対象家族1人につき、通算93日の範囲内で合計3回まで、介護休業の権利を保障

※ 有期契約労働者は、下記の要件を満たせば取得可能（介護も同趣旨）

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用
- ② 子が1歳6か月（2歳までの育児休業の場合は2歳）になる前日までに労働契約（更新される場合には更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと

## 子の看護休暇

- 小学校就学前の子を養育する場合に年5日（2人以上であれば年10日）を限度として取得できる（1日又は半日単位）

## 介護休暇

- 介護等をする場合に年5日（対象家族が2人以上であれば年10日）を限度として取得できる（1日又は半日単位）

## 所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

- 3歳に達するまでの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、所定外労働を制限
- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働を制限
- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業（午後10時から午前5時まで）を制限

## 短時間勤務の措置等

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）を義務づけ
- 介護を行う労働者について、3年の間で2回以上利用できる次のいずれかの措置を義務づけ
  - ① 短時間勤務制度
  - ② フレックスタイム制
  - ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
  - ④ 介護費用の援助措置

## 不利益取扱いの禁止等

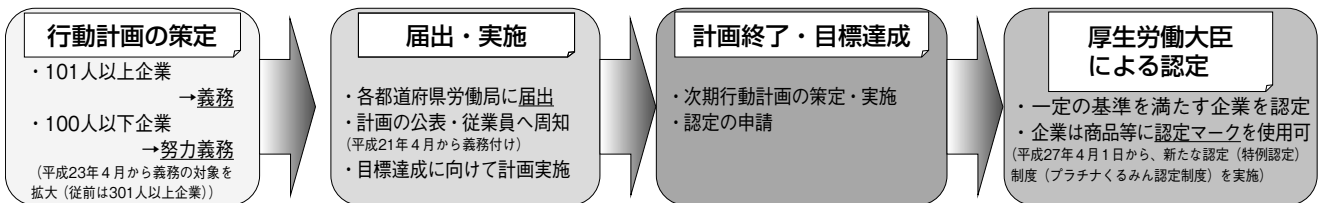
- 事業主が、育児休業等を取得したこと等を理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止
- 事業主に、上司・同僚等からの育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを義務付け

## 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決援助、調停
- 勧告に従わない事業所名の公表

## 次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施

（平成37年3月末までの時限立法（※平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法を、10年間延長））



## 行動計画（一般事業主行動計画）

【行動計画とは】  
企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画

## 【計画に定める事項】

- ① 計画期間（各企業の実情を踏まえおおむね2年間から5年間の範囲）
- ② 達成しようとする目標
- ③ 目標達成のための対策およびその実施時期

## 【計画の内容に関する事項】

- 1 雇用環境の整備に関する事項
  - (1) 主に育児をしている従業員を対象とする取組
  - (2) 育児をしていない従業員も含めて対象とする取組
  - 2 その他の次世代育成支援対策  
対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境整備以外の取組

＝計画例＝

(例1) 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。  
男性：年に○人以上取得、女性：取得率○%以上

<対策>

平成○年○月 管理職を対象とした研修の実施  
平成○年○月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に○回実施

(例2) ノー残業デーを月に1日設定する。

<対策>

平成○年○月 部署ごとに検討グループを設置  
平成○年○月 社内報などでキャンペーンを行う

## ○ 届出状況（平成30年3月末時点）

101人以上企業の98.6%  
301人以上企業の98.7%  
101～300人企業の98.5%  
規模計届出企業数 78,016社

## ○ 認定状況（平成30年3月末時点）

・くるみん認定企業 2,878社  
・プラチナくるみん認定企業 195社



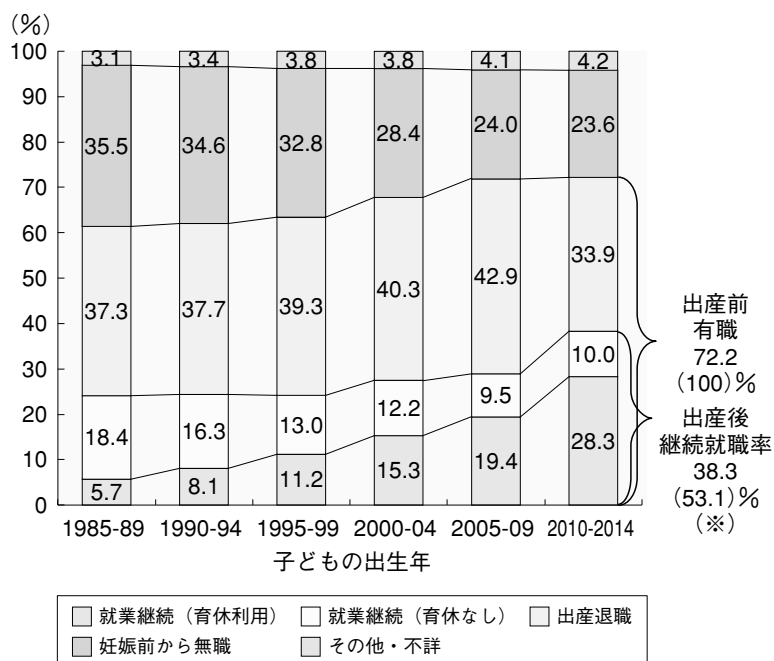
## 認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得率が7%（プラチナくるみんは13%以上）以上又は計画期間内に、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上（プラチナくるみんは30%）であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること。
- ・女性の育児休業等取得率が75%以上であること。
- ・フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
- ・月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

など

※認定企業に対する税制優遇制度は、平成30年3月31日をもって廃止する

詳細データ① 女性の出産後継続就業率（子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成）



資料：国立社会保障・人口問題研究所  
「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」

(※) ( ) 内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

詳細データ② 男女別育児休業取得率 (単位：%)

	出産した女性労働者に占める 育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者 に占める育児休業取得者の 割合
2007年度	89.7	1.56
2008年度	90.6	1.23
2009年度	85.6	1.72
2010年度	83.7 [84.3]	1.38 [1.34]
2011年度	[87.8]	[2.63]
2012年度	83.6	1.89
2013年度	83.0	2.03
2014年度	86.6	2.30
2015年度	81.5	2.65
2016年度	81.8	3.16

資料：厚生労働省雇用環境・均等局「雇用均等基本調査」  
(注) 2010年度及び2011年度の[ ]内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

詳細データ③ 男女別介護休業取得率 (単位：%)

	男女計	男性	女性
2012年度	3.2	3.5	2.9

※介護をしている雇用者に占める取得者割合  
資料：総務省「就業構造基本調査」（平成24年）

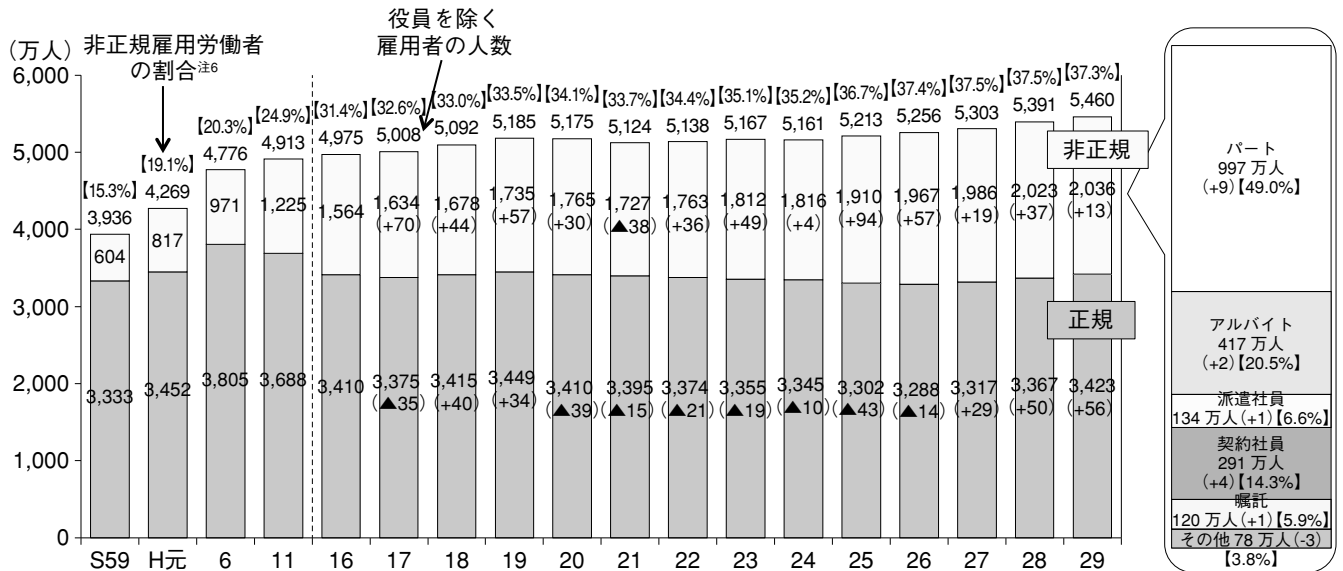
## 非正規雇用労働者対策

## 概要

## 非正規雇用労働者対策の概要

近年、有期契約労働者やパートタイム労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者は全体として増加傾向にあるが、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題がある。

## 詳細データ 非正規雇用労働者の推移



資料出所：平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

- (注) 1. 平成17年から平成21年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。  
 2. 平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。  
 3. 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成27年国勢調査基準）。  
 4. 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。  
 5. 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。  
 6. 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。  
 7. 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

⑦

雇用均等・児童福祉

## 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

「働き方改革実行計画」に基づき、以下に示す法改正を行うことにより、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図る。

### 1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

- ・短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。  
(有期雇用労働者を法の対象に含めることに伴い、題名を改正(「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」))
- ・有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化。
- ・派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件(同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等)を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。
- ・また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

- ・短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

### 3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

- ・1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

施行期日 平成32年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日)

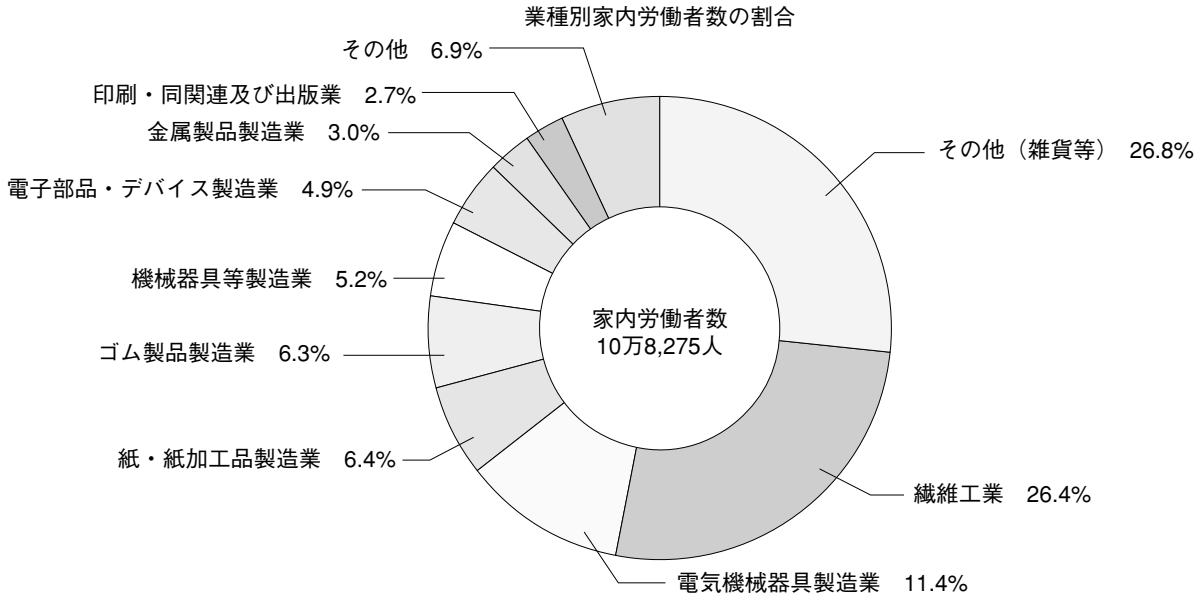


## 家内労働及び在宅ワーク対策

### 概要

### 家内労働対策の概要

家内労働手帳の交付の徹底、最低工賃の決定及び周知、工賃の支払い及び安全衛生の確保などの対策を推進しています。



資料：厚生労働省雇用環境・均等局「家内労働概況調査」（2017年10月実施）

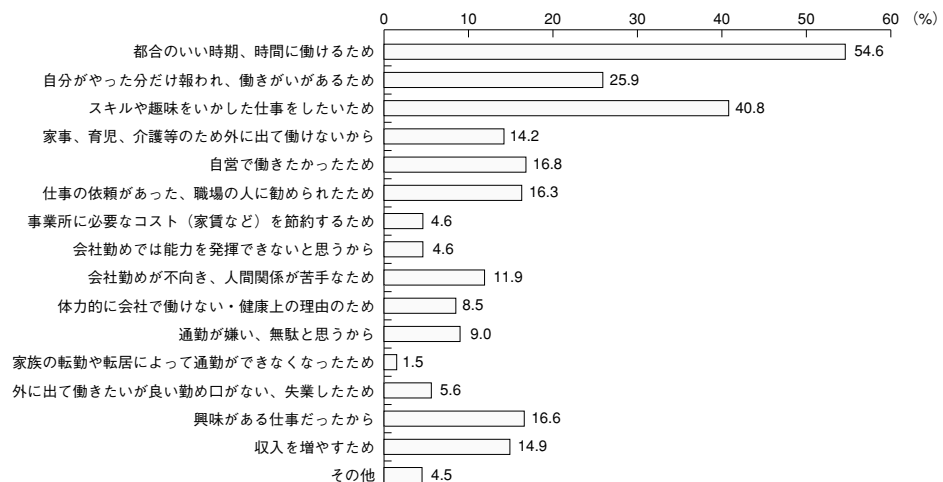
### 自営型テレワーク対策の概要

自営型テレワークとは、注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労を言います。

自営型テレワークを良好な就業形態とするため、ガイドラインの周知・啓発や自営型テレワーカーと発注者への支援事業を行っています。

なお、2013年時点の自営型テレワーカーの数は、126万4千人（※）と推計されています。

### 在宅ワークを始めた理由（複数回答）（※）



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「在宅就業調査」（厚生労働省委託事業、2012年）

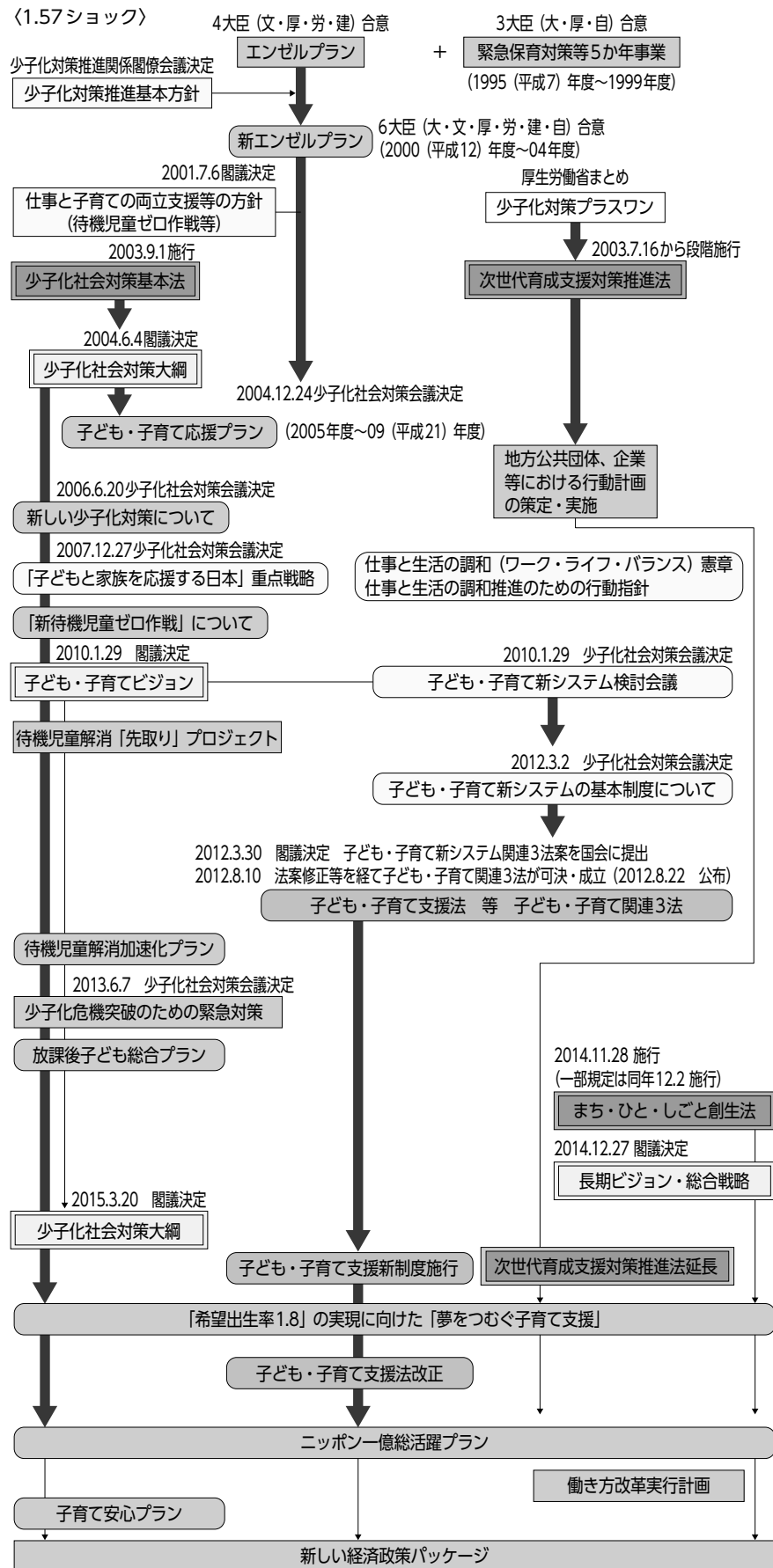
（※）調査対象は「在宅ワーク」であり、在宅ワークは、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」（現在は「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」に改正）において、「情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等（例えば、テープ起こし、データ入力、ホームページの作成、設計・製図等）を行う在宅形態での就労を行う（法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く。）」と定義されていた。

# 少子化対策

## 概要

1990 (平成2) 年
1994 (平成6) 年 12月
1999 (平成11) 年 12月
1999 (平成11) 年 12月
2001 (平成13) 年 7月
2002 (平成14) 年 9月
2003 (平成15) 年 7月 9月
2004 (平成16) 年 6月
2004 (平成16) 年 12月
2005 (平成17) 年 4月
2006 (平成18) 年 6月
2007 (平成19) 年 12月
2008 (平成20) 年 2月
2010 (平成22) 年 1月
2010 (平成22) 年 11月
2012 (平成24) 年 3月
2012 (平成24) 年 8月
2013 (平成25) 年 4月
2013 (平成25) 年 6月
2014 (平成26) 年 7月
2014 (平成26) 年 11月
2014 (平成26) 年 12月
2015 (平成27) 年 3月
2015 (平成27) 年 4月
2015 (平成27) 年 10月
2016 (平成28) 年 4月
2016 (平成28) 年 6月
2017 (平成29) 年 3月
2017 (平成29) 年 6月
2017 (平成29) 年 12月

## 子育て支援対策の経緯



## 各種子育て支援事業の取組の現状

事業名		事業内容	実績	
利用者支援	利用者支援事業	子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じ相談・助言等を行い、また、関係機関との連絡調整等を行うもの。	1,445か所 (平成28年度交付決定ベース) ※母子保健型633か所を含む	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,733市区町村 (平成28年4月1日現在)	
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	1,459市区町村 (平成28年4月1日現在)	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流を行う場を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言など援助を行うもの。	7,063か所 (平成28年度交付決定ベース)	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,637か所 (公営2,681か所、 民営1,956か所) (平成28年10月現在)	
預かり	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。	9,494か所 (平成28年度実績報告ベース) ※一般型及び余裕活用型の合計値	
相互援助	子育て短期支援事業	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	764か所 (平成28年度実績)
		夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	386か所 (平成28年度実績)
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	833か所 (平成28年度実績)	

⑦

雇用均等・児童福祉

## 多様な保育の取組の現状

事業名	事業内容	実績
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育を必要とする乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数: 23,410箇所 利用児童数: 212万人 (平成29年4月1日現在)
延長保育事業	開所時間を超えて保育を行う事業	25,087か所 (平成28年度実績)
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	81か所 (平成29年4月1日現在)
病児保育事業	地域の病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	2,572か所 (平成28年度実績報告ベース)
地域型保育事業	小規模保育事業等の地域型保育事業は、都市部においては、待機児童の80%以上を占める0~2歳児の待機児童の解消を図り、人口減少地域では、身近な地域での子育て支援機能を確保する等、重要な役割を果たす事業として、子ども・子育て支援新制度に新たに位置付けられた事業	箇所数: 4,893箇所 利用児童数: 6.7万人 (平成29年4月1日現在)
企業主導型保育事業	従業員の多様な働き方に応じた保育を企業が提供できるよう、保育施設の整備や運営に係る費用の一部を助成するもの	助成決定数: 2,597施設 (平成30年3月31日現在) ※28年度からの継続分含む

## ～子育てをめぐる現状と課題について～

- 急速な少子化の進行（平成27年合計特殊出生率 1.45）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
日本：1.26%、仏：2.91%、英：3.80%、スウェーデン：3.64%（2013年）
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、  
教育・保育の質的改善  
・待機児童の解消  
・地域の保育を支援  
・教育・保育の質的改善

地域の実情に応じた子ども・  
子育て支援の充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

## 子ども・子育て支援新制度（平成27年4月から実施）の趣旨と主なポイント

### ◆子ども・子育て関連3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\*子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

### ◆主なポイント

#### ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

\*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応



#### ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

#### ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

#### ④ 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

#### ⑥ 政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

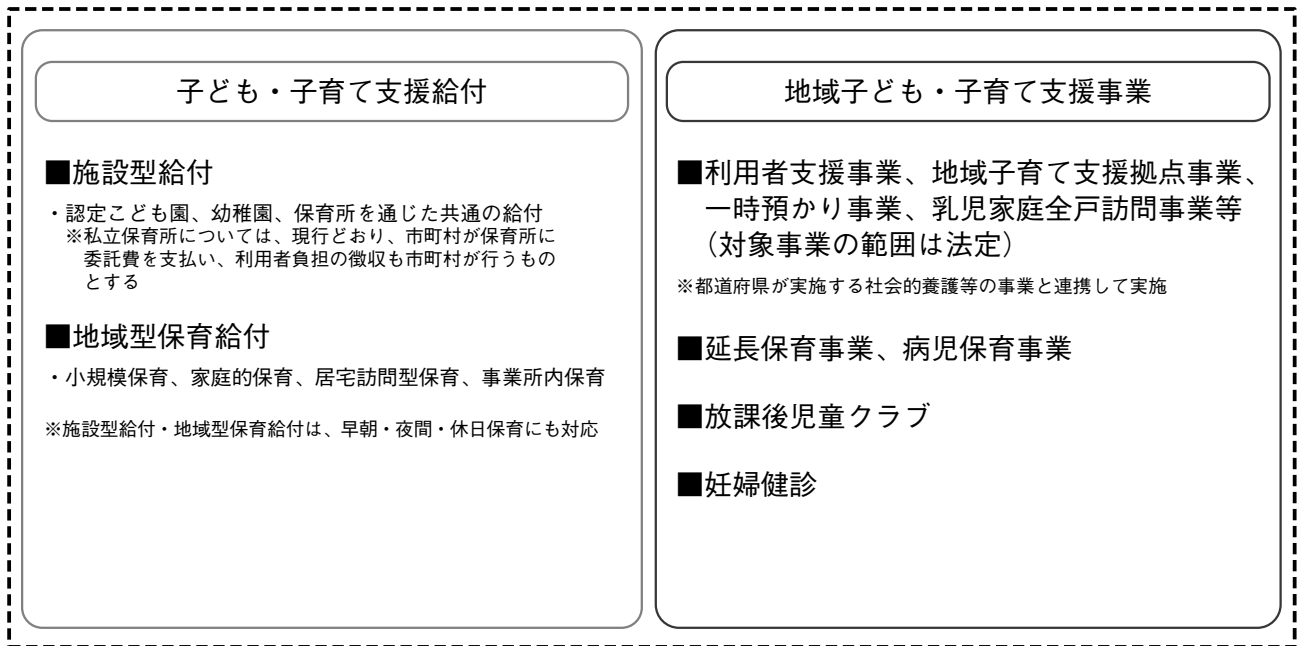
#### ⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

#### ⑧ 施行時期

- ・平成27年4月に本格施行

## 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

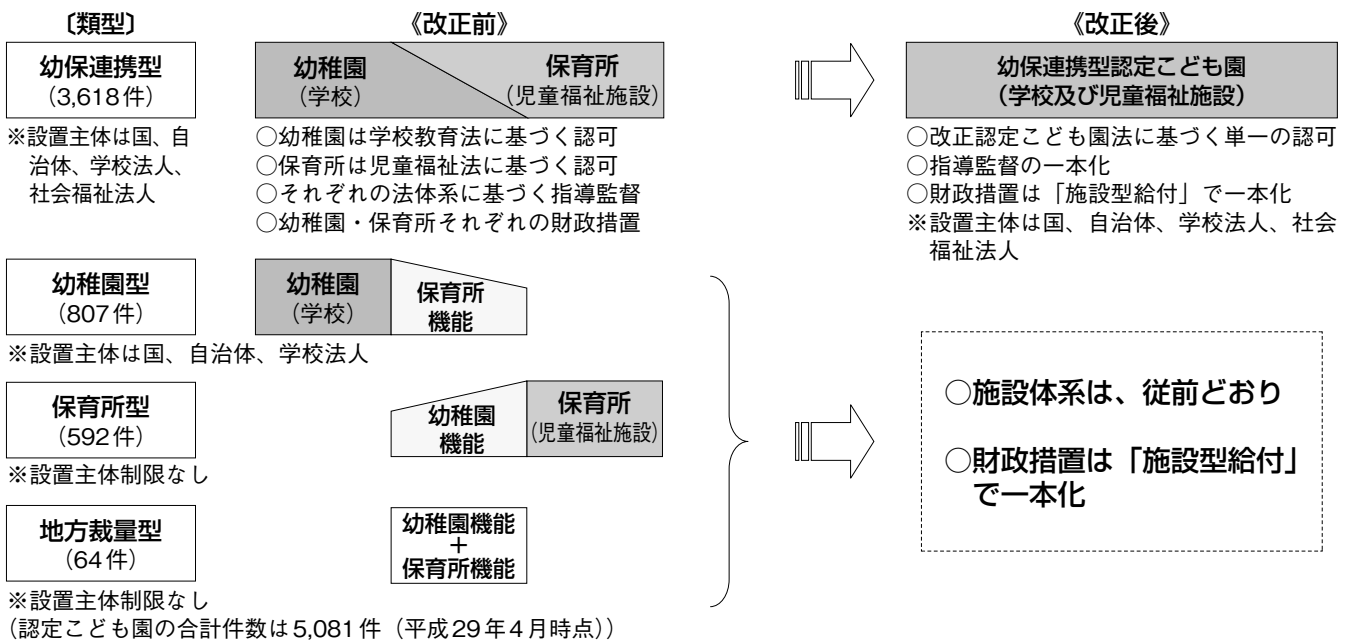


⑦

雇用均等・児童福祉

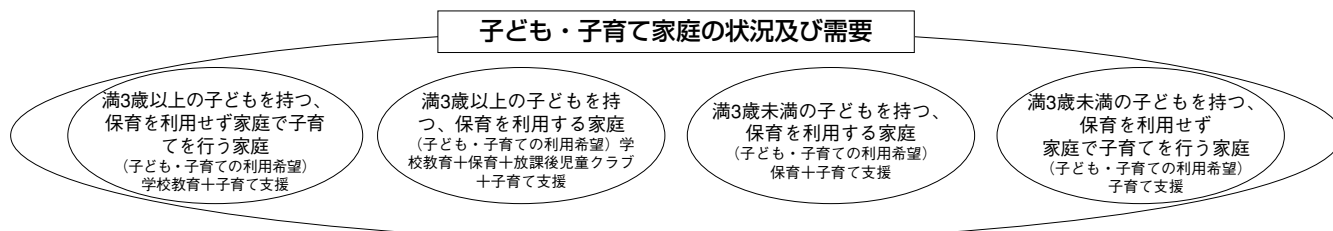
## 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保



## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）



需要の調査・把握 (現在の利用状況+利用希望)

### 市町村子ども・子育て支援事業計画 (5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所＝施設型給付の対象※  
\*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者  
＝ 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

### 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児保育事業

放課後  
児童クラブ

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

## 保育所等

## 詳細データ① 保育所等の推移

(各年4月1日現在)

年次	保育所等数			保育所等定員			保育所等入所人員		
	総数(か所)	公営(か所) (2004年から公立)	私営(か所) (2004年から私立)	総数(人)	公営(人) (2004年から公立)	私営(人) (2004年から私立)	総数(人)	公営(人) (2004年から公立)	私営(人) (2004年から私立)
2002(平成14)年	22,268	12,426	9,842	1,957,504	1,080,335	877,169	1,879,568	967,901	911,667
03(15)	22,354	12,246	10,108	1,991,145	1,074,521	916,624	1,920,599	970,405	950,194
04(16)	22,490	12,358	10,132	2,028,110	1,100,268	927,842	1,966,958	1,002,001	964,957
05(17)	22,570	12,090	10,480	2,052,635	1,087,834	964,801	1,993,796	987,854	1,005,942
06(18)	22,699	11,848	10,851	2,079,317	1,076,548	1,002,769	2,004,238	967,503	1,036,735
07(19)	22,848	11,602	11,246	2,105,254	1,063,369	1,041,885	2,015,337	944,566	1,070,771
08(20)	22,909	11,327	11,582	2,120,934	1,046,694	1,074,240	2,022,227	919,559	1,102,668
09(21)	22,925	11,009	11,916	2,131,929	1,025,838	1,106,091	2,040,934	901,119	1,139,815
10(22)	23,069	10,760	12,309	2,158,045	1,010,317	1,147,728	2,080,072	890,477	1,189,595
11(23)	22,959	10,242	12,717	2,170,898	973,004	1,197,894	2,094,552	856,687	1,237,865
12(24)	23,685	10,280	13,405	2,240,424	978,870	1,261,554	2,177,158	865,557	1,311,601
13(25)	24,036	10,031	14,005	2,288,805	965,139	1,323,666	2,219,603	849,642	1,369,961
14(26)	24,424	9,791	14,633	2,335,328	949,541	1,385,787	2,266,794	834,845	1,431,949
15(27)	25,465	9,568	15,897	2,449,168	929,337	1,519,831	2,336,244	818,513	1,517,731
16(28)	26,225	9,368	16,857	2,518,135	917,246	1,600,889	2,395,889	804,790	1,591,099

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「福祉行政報告例」

(注) 1. 2004年から「公営」「私営」の区分を「公立」「私立」に変更した。

2. 東日本大震災の影響により、2011年は、仙台市以外の宮城県、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計した数であり、2012年は、郡山市及びいわき市以外の福島県の一部地域を除いて集計した数である。

3. 2015年から「保育所」と「幼保連携型認定こども園」の合計である。

4. 2015年から「保育所等定員」は子ども・子育て支援法による利用定員である。

## 詳細データ② 児童厚生施設設置数の推移

年次	児童館			児童遊園		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営
1965(昭和40)年	544	412	132	...	...	...
70(45)	1,417	1,295	122	2,141	2,049	92
75(50)	2,117	1,769	348	3,234	3,097	137
80(55)	2,815	2,376	439	4,237	4,092	145
85(60)	3,517	2,943	574	4,173	4,025	148
90(平成2)	3,840	3,137	703	4,103	3,958	145
95(7)	4,154	3,275	879	4,150	3,975	175
00(12)	4,420	3,259	1,161	4,107	3,933	174
01(13)	4,577	3,255	1,322	4,025	3,840	185
02(14)	4,611	3,244	1,367	3,985	3,799	186
03(15)	4,673	3,210	1,463	3,926	3,741	185
04(16)	4,693	3,187	1,506	3,827	3,646	181
05(17)	4,716	3,200	1,516	3,802	3,643	159
06(18)	4,718	3,125	1,593	3,649	3,477	172
07(19)	4,700	3,051	1,649	3,600	3,430	170
08(20)	4,689	3,022	1,667	3,455	3,292	163
09(21)	4,360	2,757	1,603	3,407	3,298	109
10(22)	4,345	2,732	1,613	3,283	3,193	90
11(23)	4,318	2,673	1,645	3,164	3,096	68
12(24)	4,617	2,869	1,748	3,065	2,997	68
13(25)	4,598	2,804	1,794	2,785	2,702	83
14(26)	4,598	2,794	1,804	2,742	2,676	66
15(27)	4,613	2,770	1,843	2,781	2,718	63
16(28)	4,637	2,681	1,956	2,725	2,667	58

資料：厚生労働省政策統括官付社会統計室「社会福祉施設等調査」

(注) 昭和45年までは12月末現在、昭和50年以降は10月1日現在である。

平成21～23年は調査方法等の変更による回収率変動の影響を受けていることに留意する必要がある。

平成23年は東日本大震災の影響により、宮城県・福島県の一部の地域については、調査を見合わせた。

平成24年からは都道府県・指定都市・中核市において把握している施設のうち、活動中の施設について集計した数である。

### 詳細データ③ 児童福祉施設等の現状

里親 <sup>1)</sup>	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー <sup>1)</sup> ホーム	養育者の住居において家庭養護を行う（定員5～6名）	
			11,405世帯	4,038世帯	5,190人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	9,073世帯	3,180世帯	3,943人		ホーム数	313か所
		専門里親	689世帯	167世帯	202人			
		養子縁組里親	3,798世帯	309世帯	301人			
親族里親		526世帯	513世帯	744人				
				委託児童数	1,356人			

施設	乳児院 <sup>1)</sup>	児童養護施設 <sup>1)</sup>	児童心理治療施設 <sup>2)</sup>	児童自立支援施設 <sup>2)</sup>	母子生活支援施設 <sup>2)</sup>	自立援助ホーム <sup>2)</sup>
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,895人	32,605人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,801人	26,449人	1,399人	1,395人	3,330世帯	516人

小規模グループケア <sup>2)</sup>	1,341カ所
地域小規模児童養護施設 <sup>2)</sup>	354カ所

資料：1) 厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成28年度福祉行政報告例」（平成29年3月末現在）

2) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

（注）児童自立支援施設は、国立2施設を含む

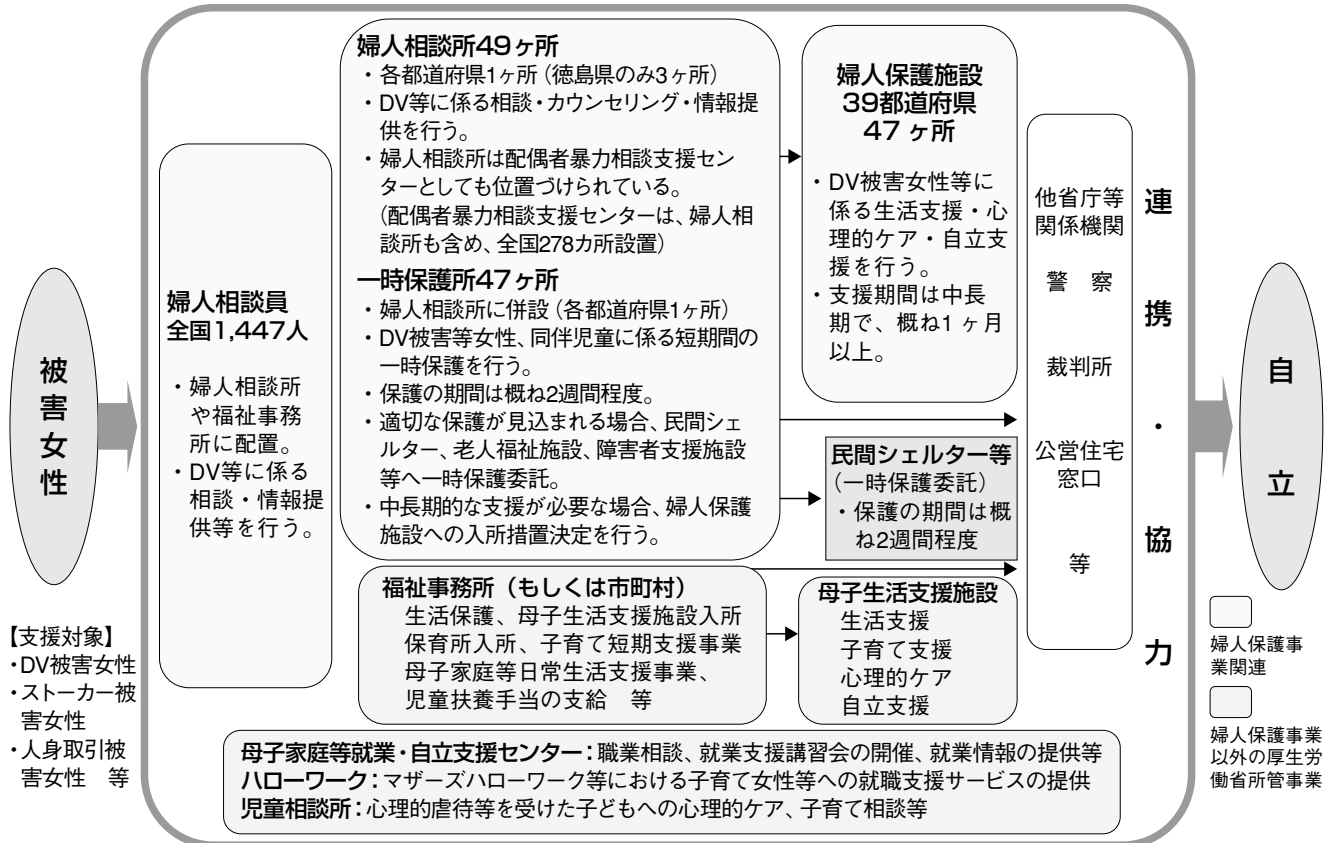


## DV（配偶者からの暴力）防止対策

## 概 要

## 婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせ、被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数等は平成29年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数等は平成29年11月2日現在

⑦

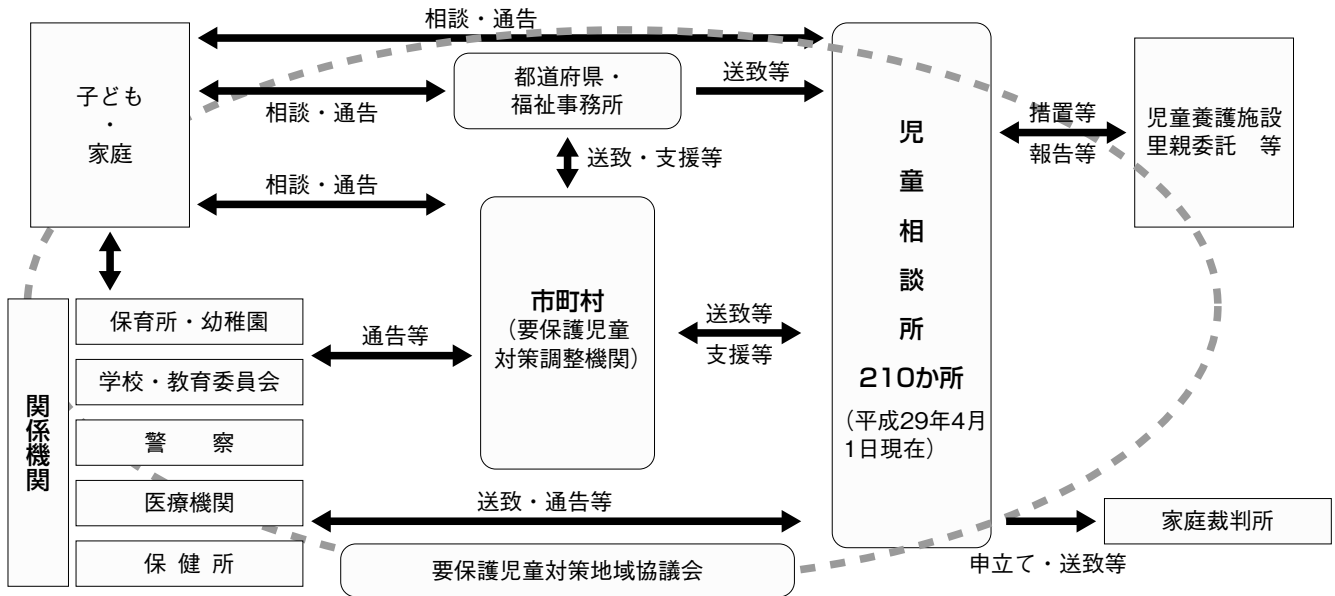
雇用均等・児童福祉

# 児童虐待防止対策

## 概要

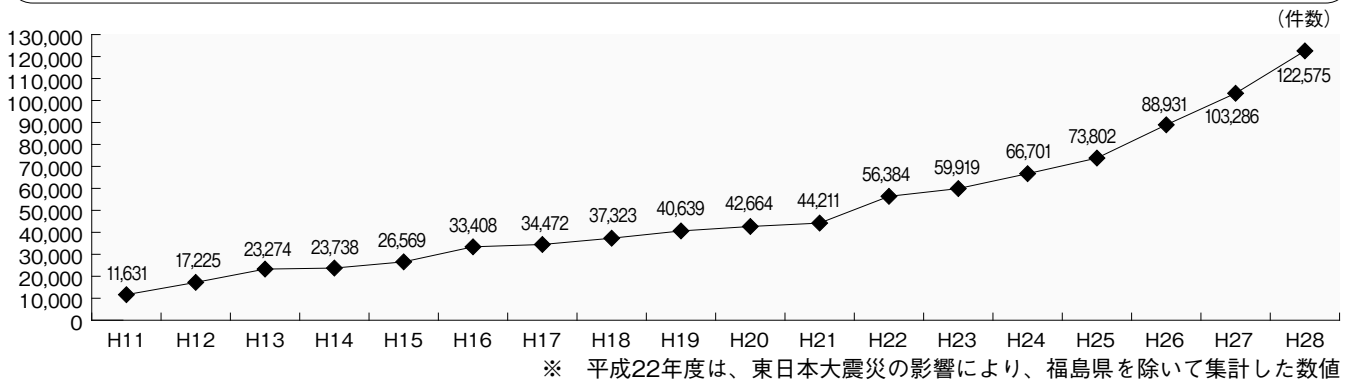
## 地域での児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている  
※児童相談所は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（横須賀市、金沢市）に設置
- 市町村虐待相談対応件数は年々増加 平成17年度 40,222件→平成28年度 100,147件
- 各市町村単位で、医療・保健・福祉・教育等の関係機関のネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置（平成28年4月1日現在、99.2%の市町村で設置）
- 平成20年の児童福祉法改正により、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加（平成21年4月～）
- 協議会は、要保護児童対策調整機関が中核となり、事務の総括や、要保護児童等に対する支援の実施状況の進行管理、児童相談所や養育支援訪問事業を行う者その他関係機関等との連絡調整を行うこととされている



## 詳細データ 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移

- 平成28年度の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法が施行される前の平成11年度の10.5倍に増加。



- 相次ぐ児童虐待による死亡事件 → 多数の死亡事例が発生（平成27年度心中以外 48例・52人）

報告年度	第1次報告	第2次報告	第3次報告	第4次報告	第5次報告	第6次報告	第7次報告	第8次報告	第9次報告	第10次報告	第11次報告	第12次報告	第13次報告
期間	H15.7.1~H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1~H16.12.31 (1年間)	H17.1.1~H17.12.31 (1年間)	H18.1.1~H18.12.31 (1年間)	H19.1.1~H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1~H21.3.31 (1年間)	H21.4.1~H22.3.31 (1年間)	H22.4.1~H23.3.31 (1年間)	H23.4.1~H24.3.31 (1年間)	H24.4.1~H25.3.31 (1年間)	H25.4.1~H26.3.31 (1年間)	H26.4.1~H27.3.31 (1年間)	H27.4.1~H28.3.31 (1年間)
事例数	心中以外 24 心中 25	心中以外 48 心中 8	心中以外 51 心中 19	心中以外 52 心中 48	心中以外 73 心中 42	心中以外 64 心中 43	心中以外 47 心中 30	心中以外 45 心中 37	心中以外 56 心中 29	心中以外 49 心中 29	心中以外 36 心中 27	心中以外 43 心中 21	心中以外 48 心中 24
合計	49	56	70	100	115	107	77	82	85	78	63	64	72
例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	49	36	43	48
人数	25	56	70	100	115	107	77	82	85	78	63	64	72

## 母子家庭等の自立支援策

## 概 要

## ひとり親家庭等の自立支援策の概要

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立。
- 平成26年の法改正（※）により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。（※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法）
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

## 自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

## 子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

## 就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

## 養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

## 経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

⑦

雇用均等・児童福祉

## 母子家庭等の福祉対策の概要

所得保障	児童扶養手当の支給	生別母子世帯等 (詳細データ①参照)	受給者 1,006,332人 *3	自立のための施策	住宅対策			
			対象児童 1,519,754人 *1		生活指導等	①母子生活支援施設 ②母子・父子福祉センター ③母子・父子休養ホーム ④母子・父子自立支援員の設置 ⑤ひとり親家庭等 日常生活支援事業 ⑥保育対策(保育所への優先入所)	設置数 234か所 *3 設置数 54か所 *4 設置数 2か所 *4 相談員数 1,712人 *6 派遣件数 3,562件 *6	
		遺族基礎年金*5	受給者 102,807人 *2		税制	税制上の措置		
		遺族厚生年金*5	受給者 5,291,600人 *2					
	母子福祉資金の貸付け	母子父子(寡婦)世帯に対する低利または無利子の資金貸付	貸付件数 33,133件 *6					
	父子福祉資金の貸付け		貸付件数 1,086件 *6					
	寡婦福祉資金の貸付け		貸付件数 570件 *6					

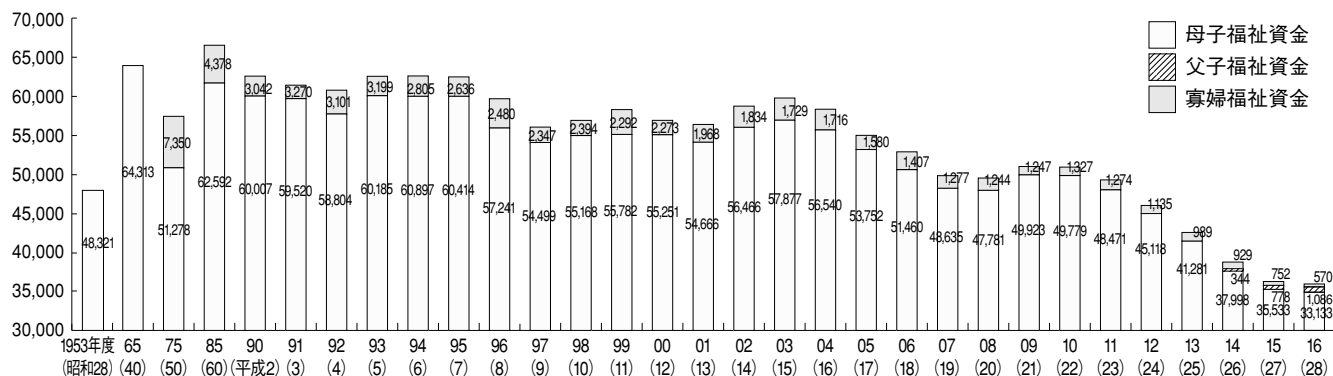
(注) \*1 28年度末、\*2 27年度末、\*3 厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成28年度福祉行政報告例」(平成29年3月末現在)、\*4 厚生労働省政策統括官付社会統計室「平成28年社会福祉施設等調査」、\*5 「平成27年度厚生年金保険・国民年金事業年報」より。続柄によらないすべての受給者に対するものであり、旧法も含む。  
\*6 厚生労働省子ども家庭局調べ(平成28年度末現在)

### 詳細データ① 児童扶養手当

目的	離婚等による母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること (平成22年8月より父子家庭の父にも支給)	
受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童(※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者。以下同じ。)</li> <li>・ 20歳未満で一定の障害の状態にある者(※)を監護する母又は養育する者(祖父母等)</li> <li>・ 父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父</li> </ul>	
手当額(月額)	児童1人の場合	42,500円~10,030円
	児童2人目の加算額	10,040円~5,020円
	3人以上児童1人の加算額	6,020円~3,010円
所得制限	受給者の前年の年収130万円(※)未満(2人世帯) 130万円(※)以上365万円未満の場合は、所得に応じて10円きざみで支給停止 なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収610万円未満(6人世帯) (※)平成30年8月より、160万円	
支給方法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村の長が認定し、金融機関を通じて年3回(4月、8月、12月)支払う。	
支給状況(平成28年度末)	受給者数	1,006,332人(母子世帯数916,589人、父子世帯数57,030人、その他の世帯32,713人)
	母子世帯における支給理由別内訳	父子世帯における支給理由別内訳
	生別 { 離婚 801,072人 死別 757人 未婚の母 6,585人 父障害 100,192人 遺棄 4,994人 DV保護命令 2,045人 944人	生別 { 離婚 50,059人 死別 28人 未婚の母 4,568人 母障害 647人 遺棄 1,577人 DV保護命令 149人 2人

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ。

### 詳細データ② 母子父子寡婦福祉資金貸付件数の推移



資料：厚生労働省子ども家庭局調べ。

## 母子保健対策

## 概 要

## 母子保健対策の体系

(2017(平成29)年3月現在)

区分	思春期	妊娠	出産	乳児期(～1歳)	幼児期(1歳～小学校入学)	学童期
健康診査等		●妊産婦健康診査	●先天性代謝異常等検査 ●新生児聴覚検査	●乳幼児健康診査	(1歳6か月児健康診査) (3歳児健康診査)	
保健指導等		●妊娠の届出・母子健康手帳の交付			●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	
		●母子保健相談指導事業(両親学級等)			●養育支援訪問事業	
		●女性健康支援センター事業 ●不妊専門相談センター事業(不育症相談を含む)		●子どもの事故予防強化事業		
	●思春期保健対策の推進					
			●妊娠・出産包括支援事業(子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等)			
医療対策等		●入院助産 ●不妊に悩む方への特定治療支援事業		●未熟児養育医療		
				●代謝異常児等特殊ミルク供給事業		
				●結核児童に対する療育の給付		
				●子どもの心の診療ネットワーク事業 ●児童虐待防止医療ネットワーク事業		
その他		●健やか親子21(第2次)				
		●マタニティマークの周知・活用				
						●健やか次世代育成総合研究事業(厚生労働科学研究)

⑦

雇用均等・児童福祉

## 母子保健事業の推進体制

	市町村(市町村保健センター)	都道府県等(保健所)
	○基本的母子保健サービス	○専門的母子保健サービス
健康診査等	・妊産婦、乳幼児(1歳6か月児、3歳児)の健康診査	・先天性代謝異常等検査
保健指導等	・母子健康手帳の交付 ・婚前学級、両親学級、育児学級等	・不妊専門相談、女性の健康教育等
訪問指導	・妊産婦、新生児訪問指導、未熟児訪問指導	
療養援護等	・未熟児養育医療	

← 技術的援助

### 詳細データ① 母子保健関係指標の推移

年次	出生率 (人口千対)	乳児死亡率 (出生千対)	新生児死亡率 (出生千対)	周産期死亡率 (出産 <sup>1</sup> 千対)	妊産婦死亡率 (出産 <sup>2</sup> 10万対)	死産率 (出産 <sup>2</sup> 千対)
1965(昭和40)年	18.6	18.5	11.7	...	80.4	81.4
75(50)	17.1	10.0	6.8	...	27.3	50.8
85(60)	11.9	5.5	3.4	15.4	15.1	46.0
95(平成7)	9.6	4.3	2.2	7.0	6.9	32.1
97(9)	9.5	3.7	1.9	6.4	6.3	32.1
98(10)	9.6	3.6	2.0	6.2	6.9	31.4
99(11)	9.4	3.4	1.8	6.0	5.9	31.6
2000(12)	9.5	3.2	1.8	5.8	6.3	31.2
01(13)	9.3	3.1	1.6	5.5	6.3	31.0
02(14)	9.2	3.0	1.7	5.5	7.1	31.1
03(15)	8.9	3.0	1.7	5.3	6.0	30.5
04(16)	8.8	2.8	1.5	5.0	4.3	30.0
05(17)	8.4	2.8	1.4	4.8	5.7	29.1
06(18)	8.7	2.6	1.3	4.7	4.8	27.5
07(19)	8.6	2.6	1.3	4.5	3.1	26.2
08(20)	8.7	2.6	1.2	4.3	3.5	25.2
09(21)	8.5	2.4	1.2	4.2	4.8	24.6
10(22)	8.5	2.3	1.1	4.2	4.1	24.2
11(23)	8.3	2.3	1.1	4.1	3.8	23.9
12(24)	8.2	2.2	1.0	4.0	4.0	23.4
13(25)	8.2	2.1	1.0	3.7	3.4	22.9
14(26)	8.0	2.1	0.9	3.7	2.7	22.9
15(27)	8.0	1.9	0.9	3.7	3.8	22.0
16(28)	7.8	2.0	0.9	3.6	3.4	21.0
17(29)	7.6	1.9	0.9	3.5	...	21.1

資料：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」

(注) 1. 出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

2. 出生数に死産数を加えたものである。

3. 2017(平成29)年は概数である。

### 詳細データ② 先天性代謝異常等検査実施状況(2016(平成28)年度)

出生数 (A)(人)	先天性代謝異常検査	
	受検者数 (B)(人)	受検率 (B/A)(%)
962,610	991,609	103.0

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ。

(注) 2,000g以下の低体重児の再採血者が、受検者数に含まれることにより、受検率は100%を超えることがある。

### 詳細データ③ 未熟児養育医療給付決定件数等の状況

訪問指導		養育医療給付決定件数
被指導実人員	被指導延人員	
51,110	61,654	31,242

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「地域保健・健康増進事業報告」(2016(平成28)年度)

養育医療給付決定件数は、厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成28年度福祉行政報告例」